

国民年金保険料の免除等に係る事務処理問題について

1 事案の概要

(1) 国民年金保険料の免除及び若年者納付猶予に係る不適正な事務処理について、2月の京都事務局における事案の判明を発端として、累次の調査を実施し、5月29日に第1次調査報告書、6月13日に第2次調査報告書、7月6日に全件調査結果、8月3日に第3次調査報告書を公表した。

また、同日、大臣政務官主催の「社会保険庁国年保険料免除問題に関する検証委員会」が報告書を公表した。

(2) 各地の社会保険事務局・社会保険事務所において、国民年金保険料の免除等に係る事務処理について、

① 市町村から提供を受けた所得情報により免除等に該当すると見込まれる者について、個々人の申請意思を確認しないまま承認手続を行ったもの

(66事務所 189, 492件)

② 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの(88事務所 33, 095件)

③ その他の不適正な事務処理を行ったもの(263事務所 162, 717件)など、法令等に違反する不適正な事務処理が行われていた。(271事務所 385, 261件)

2 今般の事案発生 of 構造的背景

今般の事案は、以下のような社会保険庁の構造的背景が要因となっており、これらを社会保険庁改革の中で是正しようとしている途上で生じた。

(1) 事務局・事務所の問題

①法令遵守(コンプライアンス)意識等の不足

②地方事務官制に由来する組織の一体性とガバナンスの不足

③独自の判断による事務処理を行う組織風土

(2) 本庁の問題

①業務の標準化・統一化が不十分

②チェックシステムの不備

③本庁によるガバナンス体制の不足

④人事政策と人材教育の不足

3 再発防止策

- (1) 法令遵守の意識の徹底
- (2) 業務の標準化・統一化の徹底
- (3) システム的なチェック機能の整備
- (4) 監察部門の機能強化
- (5) ガバナンスを強化するための組織改革
- (6) 能力重視の広域人事等の断行（新たな人事政策）

4 不適正な事務処理に関与した職員に対する処分（平成18年8月28日）

- 不適正な事務処理に関与した職員及びその監督者である職員1,752人の処分を実施。

〔被処分者数（本庁・地方庁の合計）〕

	停職	減給	戒告	訓告	嚴重注意	合計
合計	6	81	82	222	1,361	1,752

5 人事上の対応（平成18年9月29日予定（一部9月1日に実施済み））

- 行為者として処分された者に対する人事上の主な対応
 - ・ 処分を受けた全ての職員について、平成18年度中は昇任・昇格人事を行わない。
 - ・ 懲戒処分を受けた幹部職員は、現在の管理職のポストから異動させる。
 - ・ 法令違反の主導に加え、累次の調査に対する虚偽報告や調査怠慢があった幹部職員について、降任・降格人事を行う。（20数名）
- 都道府県間を越える広域的な人事異動（60数名）
- 上記の他、社会保険事務所長について、民間企業経験者の公募を実施。